

免除期間が9月30日まで延長

震災により被災された方の医療費窓口負担の免除制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会の加入者で、東日本大震災により被災し一定の要件に該当する方についての医療費窓口負担の免除措置が、9月30日まで延長されました。

この制度は、震災により住家が全半壊・全半焼の被災をしたか、主たる生計維持者が▼死亡・行方不明または重篤な傷病を負った▼業務を廃止・休止した▼失職し現在収入がない——などの場合に、医療機関に「免除証明書」を提示することにより窓口負担を免除するもので、

2月29日までの期限を延長し、9月30日までとされたものです。ただし、入院時食事療養費と入院時生活療養費の免除は、2月29日までとなります。

これまでに発行された免除証明書には有効期限が「平成24年2月29日まで」と記載されていますが、9月30日まで引き続き使用できます。

なお、ほかの保険制度に加入している方は、加入している保険者へお問い合わせください。

◆問い合わせ 町国保介護課 国民健康保険係 (☎82-3111 内線131) へどうぞ。

アナログ放送終了間近！ 地デジの準備、お済みですか

岩手県の地上デジタル放送（地デジ）への移行日は3月31日です。それに伴い、これまで視聴してきたアナログ放送は、完全に終了します。



テレビを買い、地デジを見ようとしたら映らないことがないように、アンテナや宅内施設のデジタル化も行いましょう。アナログ放送終了直前だと工事業者さんの対応が間に合わない可能性もあります。地デジ完全移行まで、残された時間はわずか。お早めに地デジ化の準備をしましょう。

総務省岩手テレビ受信者支援センター（デジサポ岩手）では、地上デジタル放送に関する皆さんからのご相談に個別に対応しています。お気軽にご利用ください。

◆問い合わせ デジサポ岩手相談会グループ (☎019-604-2637) へどうぞ。

町の期限付臨時職員募集します

申し込みは2月29日までに

- 町では、期限付臨時職員を募集します。選考方法は書類（履歴書）審査と面接です。
- ▽募集内容 下表のとおり
 - ▽応募資格 町内に住所があり、下表の個別条件を満たしている人
 - ▽任用期間 4月1日～9月30日
 - ※必要に応じ、来年3月31日まで（町民課一般事務補助は本年11月30日まで）期間が延長されます。
 - ▽申し込み方法 町民課または役場各支所に備え付けの履歴書に必要事項を記入し、総務課に提出してください。
 - ▽申込期限 2月29日
 - ◆問い合わせ 各担当課（☎82-3111・表の内線番号）へどうぞ。

◆募集内容

職種	勤務場所	募集人数	個別条件	賃金(月額)	問い合わせ
国保診療報酬明細書(レセプト)点検事務	国保介護課	2人	医療事務技能審査に合格した、または、医療保険請求事務講座を修了した人	6,500円	国保介護課国民健康保険係 (内線131)
臨時保育士	町立保育園	1人程度	保育士の資格がある人 ※通常勤務の前夜1時間の早出・遅出勤および週休日の勤務があります。	6,500円	健康福祉課児童福祉係 (直通☎82-3113)
臨時校務員	町内小中学校	4人	普通自動車の運転免許がある人	5,500円	学校教育課総務係 (内線313)
一般事務補助	町民課、建設課	各1人	パソコン(ワード・エクセルなど)の操作ができる人	5,500円	町民課住民記録係 (内線123)、建設課国土調査係 (内線234)